

林資源の保全にもつながっています。

また、集団資源回収の取組を通じて、地域の皆さんが協力し合うことで交流が深まるとともに、札幌市から団体に交付される奨励金が地域の皆さんの生活に還元されることで、コミュニティの活性化につながっています。

○各区での取組

各地域において、町内会や学校、市民団体等との連携により、環境活動の実践・拡充を進めていますが、協力団体や企業の減少、高齢化等の課題を抱えている地域もあり、さらなる活動の拡充には担い手の確保が必要となっています。

今後の方向

○集団資源回収

町内会や学校PTAなど地域住民の皆さんが積極的に活動に取り組んでいけるよう、引き続き奨励金の交付などにより支援をしていきます。

○各区での取組

引き続き、活動の場の創出や団体等のマッチング等により、地域での環境保全の取組を促進するとともに、地域に根差した企業や各種団体の協力及び活動の担い手を確保するため、事業の効果的な広報や、持続可能な参加の仕組みづくりを進めていきます。

イ 地域における実践主体の育成

※第5節「(1)幅広い世代への環境教育・学習の推進」-「イ 人材育成、市民・事業者等の協働による環境保全活動の推進」でも関連実績等を掲載

実績

平成30年度より先導的な役割を担う若い人材を発掘、育成するための事業を行っているほか、各区において、町内会や学校等と連携しながら、自然体験会や環境関連イベントの実施により、担い手育成へ向けた環境教育・学習の取組も推進しています。

課題・評価

先導的な役割を担う若い人材をはじめとした実践主体を育成するためには、それをサポートすることのできる人や事業者の理解と協力が必要であるとともに、育成の過程で、環境保全行動を発表、普及啓発できる場を設ける等、経験を積むことのできる環境を整えることが必要です。

また、さらなる人材の発掘を行うため、ワークショップ等による対話の場の創出や、自然体験会等を継続して実施していくことも重要です。

今後の方向

地域に根差した企業や各種団体の協力、活動の担い手を確保するため、事業の効果的な広報や、持続可能な参加の仕組みづくりを進めていきます。

ウ 幅広い年代が参加できる環境保全活動の機会の創出

※第1～4節及び第5節他項目でも関連実績等を掲載

実績

中央区では、旭山記念公園の自然を活用した観察会等の「環境体験学習」の支援等を実施しました。

南区では、落葉・剪定枝の堆肥化及び利用を通して、地域内みどり資源の活用とリサイクルを促進するとともに、そのみどり資源を循環型モデルガーデンへ還元させました。

また、「真駒内駅前花いっぱい事業」として、南区の玄関口である真駒内駅前花壇を花で彩ることにより、区民や南区を訪れる方々が安らげる魅力ある空間を創造するとともに、南区に賑わいをもたらしきっかけづくりを行いました。

手稲区では、スズランやミズバショウなどの観察会を行っています。

課題・評価

各地域において、幅広い年代が参加できるイベント等を実施することにより、参加者同士の交流の場の創出や、環境活動の実践・拡充を進めていますが、マンネリ化による参加者の減少が見られる取組もあることから、市民のさらなる意識の醸成及び行動の促進へ向け、ターゲット(対象)に合った広報の仕方や事業(イベント)の実施等、さらなる啓発方法の工夫を図るとともに、事業者等の協力者との連携や啓発主体の育成を進める必要があります。

今後の方向

各地域では、町内会や学校、活動団体等とも連携し、効果的な広報やイベント内容の検討を行いながら環境保全の取組を進め、コミュニティの場づくりや地域の活性化にもつなげていきます。

また、気候変動や生物多様性、廃棄物等、環境分野におけるそれぞれのジャンルの垣根を超えた啓発を進めるとともに、環境に関心の低い層へのアプローチとして、SDGsの考え方も活用しながら、環境以外のイベントやプロジェクト等と連携し、総合的な啓発を進めていきます。

さらに、様々な主体との連携や実践主体の育成を進めるため、イベント等を通じて事業者や市民と交流できる場を作っていきます。

(4) 道内連携、様々な主体との連携の推進

ア 環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充

※第2節「(3)水素エネルギーの活用」-「ウ 水素の利活用における道内連携」でも関連実績等を掲載

実績

平成30年4月に策定された国の「第5次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の構築を目指しています。特に北海道においては、道内に豊富にある森林を資源やエネルギーとして活用することで、資源の循環利用やCO₂削減のみならず、資金の域内循環にもつながることから、そのポテンシャルは非常に大きく、「第2次計画」においても、SDGsの視点を踏まえ、道内の資源・エネルギー循環と経済循環の両立を図るよう、施策を展開していくこととしています。

その取組の一つとして、道産木材を活用した地域循環共生圏のモデル構築に向けて市内・近郊における利用拡大策を検討するため、道産木材に関する市内・近郊の工務店のニーズや市民のニーズ、住宅建築用木材のサプライチェーンなどに関する基礎調査を行っています。

また、道内の木質バイオマス関係者が参加する北海道木質ベレット推進協議会を通じた情報等の収集を行い、木質バイオマスのサプライチェーンに関する最新動向の把握に努めるとともに、再エネルギー機

器や省エネルギー機器を導入しようとする市民に対して、機器導入費用の一部を補助する「再エネ・省エネ機器導入補助金制度」において、木質バイオマスを燃料とするストーブを補助対象に挙げ、普及促進を図っています。

課題・評価

○道産木材・木質バイオマスの活用

道産木材の活用については、道産木材の品質が不安定である、加工コストが高い、道産木材の付加価値が認知されていないなどの課題がある一方、内装の仕上材としてのニーズや、道産木材活用による競合他社との差別化を図る工務店も一定数存在することから、道内に豊富にある森林資源の有効活用に向けて、自治体間の垣根を越えて様々な主体が連携して検討を行っていく必要があります。

また、木質バイオマスのさらなる普及拡大を進めるためには、安定的なサプライチェーンの構築が重要です。

今後の方向

○道産木材・木質バイオマスの活用

道産木材を道内で有効活用することで道内の経済循環にもつなげていくことを目指し、引き続き、様々な主体との情報交換等により道産木材の普及展開に向けた検討を行っていきます。

また、木質バイオマスについても、サプライチェーンの構築へ向け、引き続き北海道木質ペレット推進協議会等を通して道内の木質バイオマス事業者などの関係者との情報共有を図るとともに、補助制度の運用等により木質バイオマス燃料の普及促進を進めていきます。

イ 環境体験等を通じた道内自治体との連携

実績

環境保全活動の充実のためには、フィールドを本市にとどめることなく、その範囲を広げていく必要があります。

先導的な役割を担う若い人材を発掘、育成するための事業においては、参加者を「さっぽろ連携中枢都市圏」に広げているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、道内自治体との連携までは至っていない状況です。

課題・評価

札幌市外で環境保全活動等を実施するためには、他自治体の理解と協力を得る必要があります。

今後の方向

平成31年(2019年)に関係11市町村と連携協約を締結した「さっぽろ連携中枢都市圏」を活用することで、スムーズな自治体間連携を進めます。

また、さっぽろ連携中枢都市圏「まちづくりパートナー協定」締結企業とも連携し、自治体の壁を越えた官民合同の環境活動を推進していきます。

ウ 道内サプライチェーンの構築に向けた道内自治体や事業者等の連携

※第5節「(4)道内連携、様々な主体との連携の推進」-「ア 環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充」で関連実績等を掲載

エ 研究機関や道内自治体との連携による新たな環境産業の創出

※第5節「(2)環境側面からの経済振興」-「ア 環境産業の振興」で関連実績等を掲載

オ 市民団体や町内会等との連携

※第5節「(3)環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進」-「ア 環境保全対策に資する地域活動の拡充」や第1~4節で関連実績等を掲載

カ 国際的なネットワークの拡大

実績

○世界冬の都市市長会における連携推進

世界冬の都市市長会は、積雪または寒冷地にある世界の冬の都市が共通の都市課題を話し合うことを目的に、札幌市が提唱し、設立されました。昭和57年(1982年)に札幌で第1回会議が開催されて以来、市長会議が2年に1度開催され、環境保全関係を含め、様々なテーマについて話し合われてきました。

特に、平成16年(2004年)、米国・アンカレッジ市で開催された第11回市長会議において、参加者が氷河の溶解を目の当たりにし、切迫した地球温暖化に対する取組の必要性を認識したことを契機に、その後の市長会議では環境保全を主要テーマの一つとして議論を重ねてきました。

近年では、平成24年(2012年)のモンゴル・ウランバートル市における第15回市長会議で「冬の都市におけるエネルギー供給と熱の効率的な利用」を、平成26年(2014年)の韓国・華川(ファクション)郡における第16回市長会議で「冬の都市におけるありのままの自然と資源としての自然を保全し、それらを将来に渡って活用していける有効な方法について」をそれぞれ主要テーマに議論を交わしました。

華川郡における第16回市長会議では、各会員都市が環境保全に関する行動目標を設定し、その達成に向けて様々な取組を進めることが決定され、平成28年(2016年)の札幌市における第17回市長会議で、環境保全に関する行動目標の進捗状況を報告するとともに、今後も継続して取り組んでいくことが決定されました。

第17回市長会議で継続することとした行動目標は、平成30年(2018年)に中国・瀋陽市で開催された第18回市長会議(図2-5-2)で各都市が取組の中間報告を行い、次回令和3年(2021年)にフィンランド・ロヴァニエミ市で開催を予定している第19回市長会議(オンライン)でその最終報告を行うこととなっています。

これらの環境保全に関する取組に加え、第17回市長会議では、国連開発計画(UNDP)駐日代表による「持続可能な開発目標(SDGs)」の紹介が行われたほか、燃料電池自動車の展示試乗会が開催されるなど、地球環境に配慮した持続可能な社会づくりについて考える場となりました。

また市長会では、市長会議の他に、平成6年(1994年)から、各会員都市の行政実務者がテーマに基づいて調査研究を行う小委員会を設け、市長会議やその準備会合である実務者会議で調査結果に基づく意見交換を行っています。第12回市長会議において設立された

「冬の都市環境問題小委員会」では、札幌市が事務局となり第14回市長会議までの4年間、冬の都市での環境問題の取組事例を調査し、その結果を先進的な取組事例として共有するとともに、市民の環境問題への意識を高めるため、会員都市間で共通キャンペーン（「節電で地球を救おう」「地球環境を守ろう」）を展開しました。



図2-5-2 世界冬の都市市長会第18回市長会議（瀋陽市）

○ICLEI（イクレイ）への参加

「ICLEI-持続可能性をめざす自治体協議会」は、地球環境の保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。平成2年9月、国連の主催で開催された「持続可能な未来のための世界会議」（ニューヨーク）の席上、参加した42カ国200以上の自治体と国連環境計画（UNEP）などの国際機関の提唱で設立されました。

札幌市では、地球環境問題の解決に向けて世界の自治体との協力関係を促進するとともに、開発途上国との環境保全事業の協調のため、平成8年8月にICLEIに加盟し各種情報の収集を行い環境行政の参考とするとともに、平成16年8月にはイクレイ日本との共催により、「さっぽろ世界環境都市ミーティング」を開催するなどネットワークの強化にも努めています。

○JICAによる国際協力推進

我が国は、深刻な環境問題や衛生状況に直面している開発途上国に対し政府開発援助（ODA）による資金援助や技術協力を行っており、札幌市においても国際協力機構（JICA）に協力して海外研修員の受入を行っています（表2-5-2）。

受入事業としては、本市の環境分野の知識と技術を活用して、廃棄物処理行政や上水道に関する2コースの研修を実施しています。開発途上国から研修員を受け入れており、人材育成を通じて、各国の実績に見合った環境保全の推進や、生活環境の改善を支援しています。

表2-5-2 2020年度海外技術研修員の受入状況（環境保全分野）

コース名	受入国	人数
固形廃棄物管理の基礎（A）	ボネジャラス1名、ニカラガ1名、パナマ1名、エクアドル1名、ペルー1名 ※オンラインでの研修を実施	5名
上水道施設技術総合（B）コース	※新型コロナウイルスの感染拡大から、令和2年度は受入実績なし	0名
計	5か国	5名

課題・評価

○世界冬の都市市長会における連携推進

世界冬の都市市長会における環境行動目標の取組は、平成30年9月に中国・瀋陽市で開催した第18回市長会議にてその取組の中間報

告を行い、令和3年（2021年）にフィンランド・ロヴァニエミ市で開催を予定している第19回市長会議（オンライン）にてその最終報告を行う予定となっています。

世界冬の都市市長会は、現在9か国22都市の会員都市を有し、その人口の合計は4,800万人と影響力も大きく、気候変動の影響を身近に感じる冬の都市が連帯し、地球環境保護に資する取組を進めることは、とても重要です。

また、この取組を一過性のものとはせず、第19回市長会議での最終報告後も、地球環境保護に資する取組を継続し、持続可能な開発目標（SDGs）を達成していくことが必要です。

○ICLEI（イクレイ）への参加

国内だけでなく海外の自治体の先進的な取組等についての最新情報を定期的に受け取り、国内外の動向を捉えた施策検討の参考にしていますが、必要に応じて、国内外の自治体と意見交換、情報共有をより進め、より実践的な情報を得ることも重要です。

○JICAによる国際協力推進

海外研修員の受入時には、札幌市のグッドプラクティスを共有し、各国・地域の実情に見合った廃棄物管理手法等の検討に向けて、引き続きJICAとの連携を図っていく必要があります。

今後の方向

○世界冬の都市市長会における連携推進

国連広報局及び経済社会理事会の登録NGOでもある世界冬の都市市長会として、今後も、会員都市と連携をし、これまで取り組んできた環境行動目標の取組の成果を参考にしながら、持続可能なまちづくりに資する取組を継続していきます。

○ICLEI（イクレイ）への参加

これまでと同様、各種会議、イベント等への出席、定期的な会報等を通し、他自治体の情報を得るとともに、必要に応じて、会議やフォーラム等、イクレイ主催のイベントや会員向けの事業のさらなる活用により、他自治体との議論・情報交換を積極的に行う等、持続可能な社会の実現に向けたより実践的・効果的なツールとしても活用していきます。

○JICAによる国際協力推進

JICAより海外研修員の受入依頼があった場合には、引き続き、各国の実情に合わせた支援を行い、当該国・地域の活性化も視野に入れた支援を行っていきます。

キ 環境影響評価（環境アセスメント）制度の運用

実績

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果をまとめた図書を公表するとともに、市民や専門家の意見を聴き、それらを踏まえながら、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていく制度です。

札幌市では、平成11年12月に「札幌市環境影響評価条例」を公布し、平成12年10月1日から全面施行しています。

この条例における一連の手続（図2-5-3）では、事業者の作成した環境影響評価関係図書について、市民が環境の保全の見地からの意

見書を提出する機会が設けられているとともに、市長は事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べることとなっています。

また、この条例の特徴としては、①環境影響評価法(法)及び北海道環境影響評価条例(道条例)の対象事業と同種の事業でより小規模な事業を対象としていること、②法及び道条例で対象とされていない大規模建築物、下水道終末処理場、土石採取事業、特定工場などの事業種を独自に対象事業に追加していること、③特に環境の保全に配慮する必要がある「特定地域」を定め、特定地域内で第二種事業(第一種事業より小規模な事業)を行う場合には、手続の可否の判定を個別に行うことなどが挙げられます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、環境保全上の懸念が生じる事例が全国的に顕在化している状況です。このような状況に鑑み、国は環境影響評価法施行令を改正し、大規模な太陽光発電事業を法の対象事業としました。これを受け、札幌市においても、一定規模以上の太陽光発電事業を令和3年4月から条例の対象事業に追加する旨の「札幌市環境影響評価条例施行規則」の改正を行いました。

また、法や条例の対象とならない小規模太陽光発電事業については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月環境省)」を活用し、発電事業者において自主的な環境配慮の取組を実施するよう周知を行いました。

法及び条例による、令和2年度末現在の手続状況は、表2-5-3のとおりです。

課題・評価

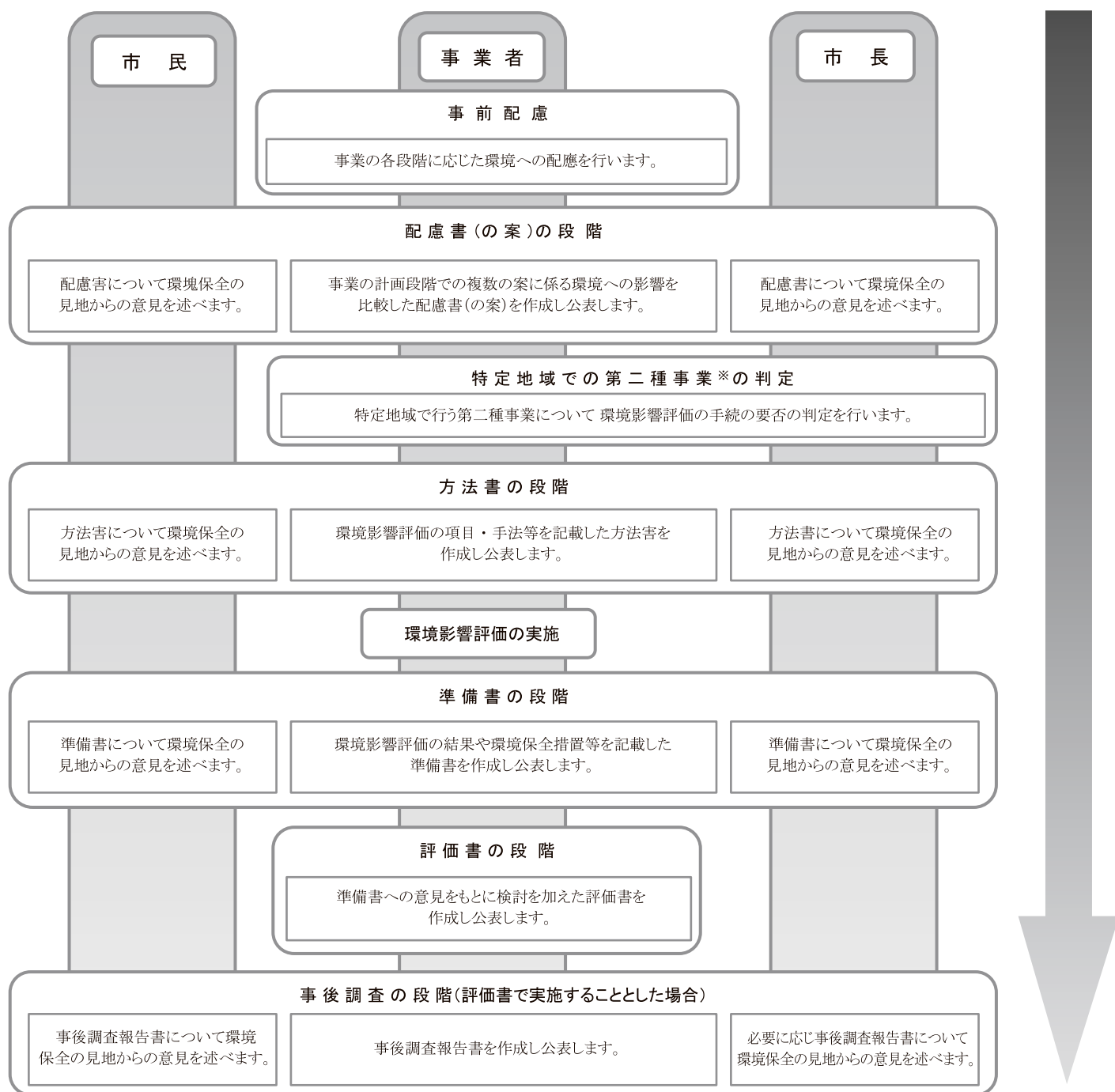
環境影響評価は、生活環境や自然環境の保全、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応等を図るうえで有効な手法の一つと言えます。

札幌市では、事業者から提出された環境影響評価関係図書に対し、市民意見も踏まえ、札幌市環境影響評価審議会の審議を経た上で、環境保全の見地から必要な市長意見を述べています。

このような手続を通して、市民とのコミュニケーションを図ることにより、より環境に配慮した事業計画の立案に寄与しています。

今後の方向

引き続き、環境影響評価制度を活用することで、環境に配慮した、よりよい事業計画が作られるよう取り組んでいきます。



※第二種事業:第一種事業(環境影響評価の手續を必ず行う事業)より小規模で第一種事業の規模要件の約4割以上の規模を有する事業

図2-5-3 札幌市環境影響評価制度の手續の流れ

表2-5-3 環境影響評価条例の現状状況

区分	事業名	事業者	事業の概要	手続の進行状況	
法対象	北海道新幹線 (新青森・札幌間)	日本鉄道建設公団 (現:独法)鉄道建設・ 運輸施設整備支援 機構)	起点:青森市 終点:札幌市 事業延長:360km(札幌市内は17km)	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(札幌市に係るもの)	:平成10年10月 :平成11年1月 :平成12年6月 :平成12年1月 :平成14年1月 :平成29年6月～
	(仮称)北部事業 予定地一般廃棄物 最終処分場	札幌市	位置:東区中沼町 127番地 他 埋立面積:25.4ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:平成18年2月 :平成18年6月 :平成24年11月 :平成25年4月 :平成26年7月
	石狩湾新港発電所 建設計画	北海道電力(株)	位置:小樽市銭函地先及び石狩市新港中央4丁目 発電所出力:160万kW程度	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:平成24年2月 :平成24年6月 :平成25年10月 :平成26年1月 :平成26年3月
	(仮称)北海道石狩湾 沖洋上風力発電事業	コスモエコパワー(株)	位置:石狩市、小樽市地先海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和元年8月 :令和元年10月
	(仮称)石狩湾洋上 風力発電事業	シーアイ北海道 合同会社	位置:狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和2年7月 :令和2年9月
	(仮称)石狩・厚田 洋上風力発電事業	石狩湾洋上風力 発電合同会社	位置:石狩湾沖の海域 発電所出力:最大133万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和2年7月 :令和2年10月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電所建設計画	株式会社JERA	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大520万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和2年8月 :令和2年11月
	(仮称)石狩湾 オフショアウインドファーム	ジャパンリニューアブル・ エナジー株式会社	位置:石狩市及び小樽市の海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電事業	株式会社グリーン パワーインベストメント	位置:石狩湾内 発電所出力:最大96万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出	:令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)北海道石狩湾 洋上風力発電事業	丸紅株式会社	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理	:令和3年2月
市条例対象	真駒内滝野霊園 拡張事業	(公社)ふる里公苑	位置:南区滝野80番地1 他 面積:73.5ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書	:平成15年3月 :平成15年8月 :平成16年9月 :平成17年2月 :平成17年5月 :平成18年4月～平成25年4月
	屯田・茨戸通	札幌市	始点:北区屯田町 終点:北区東茨戸 車線数:4車線 事業延長:5.7km	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:平成15年4月 :平成15年9月 :平成17年7月 :平成18年2月 :平成18年3月
	厚別山本公園 造成事業	札幌市	位置:厚別区厚別町山本1065番地 他 面積:52ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:平成20年10月 :平成21年2月 :平成23年9月 :平成24年3月 :平成24年6月
	札幌創世1.1.1区 北1西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌創世1.1.1区 北1西1地区 市街地再開発組合	位置:中央区北1条西1丁目 延べ面積:13.19ha 高さ:131m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事中)受理 事後調査報告書(供用後)受理	:平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年6月 :平成25年11月 :平成26年2月 :平成30年2月 :令和元年8月
	北8西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅北口8-1地区 市街地再開発組合	位置:北区北8条西1丁目 延べ面積:15.1ha 高さ:180m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年9月 :平成26年4月 :平成26年8月
	駒岡清掃工場 更新事業	札幌市	位置:南区真駒内 129番地3 他 処理能力:600t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事時)受理	:平成27年6月 :平成27年11月 :平成28年5月 :平成28年10月 :平成30年7月 :平成30年12月 :令和元年4月 :令和3年3月
	(仮称)札幌駅南口 北4西3地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅南口北4西3 地区市街地再開発 準備組合	位置:中央区北4条西3丁目 延床面積:約230,000㎡ 最高高さ:約220m	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:令和2年4月 :令和2年8月 :令和2年10月 :令和3年3月
	(仮称)札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区 市街地再開発 準備組合	位置:中央区北5条西1丁目、2丁目、及び3丁目の一部 【大規模建築物】延床面積:約395,000㎡ 最高高さ:約250m 【特定工場】排出ガス量79,900Nm³/h	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理	:令和2年7月 :令和2年12月

4 主な関連計画とその進捗状況

(1) 主な関連計画の概要

○札幌市環境教育・環境学習基本方針(2019年3月) 持続可能な社会の実現に向けて、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考えや、取組の方向性を示すものであり、「みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます」を基本理念としている。未来のことを想像し、周りのことを地球環境のことを考え、自ら判断し取り組む「環境市民」を、学びを通して増やしていくこととしている。
○札幌市産業振興ビジョン改定版(2017年1月) 札幌市中小企業振興条例に基づき策定した中小企業振興施策の総合的な計画である。雇用の場を確保・創出し、市民に働く機会を提供するとともに、企業活動の活発化を通じて、企業の売上増加や就業者の収入増加を図り、足腰の強い経済基盤の確立や札幌市の財政力を強化していくこととしている。

(2) 主な関連計画の進捗状況

「札幌市環境教育・環境学習基本方針」については、将来像の実現に向けた目標値や指標を設けていませんが、将来像の実現に向けて、関係部局が個別計画に基づき取組を実施しているところです。

「札幌市産業振興ビジョン」については、市内従業者数は目標値に対してやや遅れていますが、市内企業の売上高は目標値に対して順調に進んでいます。

計画名	目標(将来像)			指標				
	内容	現状値 (2020年度)	評価	内容 ※()内は基準年	目標年	目標値	現状値 (2020年度)	評価
札幌市環境教育・ 環境学習基本方針	市民が「持続可能な都市とは何か」について理解している(将来像)							
	市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている(将来像)							
	環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている(将来像)							
札幌市産業振興 ビジョン	市内従業者数(民営) (2014年:858,000人→2021年:900,000人)	838,911人 (2016年度)	△					
	市内企業の売上高 (2014年:15兆7,794億円→2021年:16兆8,500億円)	21兆1,623億円 (2016年度)	◎					

◎…目標達成に向けて順調 ○…目標達成に向けて概ね順調 △…目標達成に向けてやや遅れている ▲…目標達成に向けて遅れている ……評価不可